

関係医療機関の長 様

広島県健康福祉局医療政策課担当課長（医療人材担当）
（〒730-8511 広島市中区基町 10-52）

広島県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業等の
令和9年度事業実施分の活用意向調査について（通知）

本県の健康福祉行政については、日頃より御理解・御協力いただき厚く御礼申し上げます。

持続可能な医療提供体制の構築に向けて、医師偏在の是正を総合的に実施するため、令和7年度から段階的に実施しております「重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）における経済的インセンティブ事業」について、令和9年度厚生労働省予算概算要求で示された以下の4事業における令和9年度事業実施分の活用意向調査を実施いたします。

つきましては、本通知及び県ホームページを御確認の上、事業の活用を希望される場合は、事業計画書等の御提出をお願いいたします（活用を希望されない場合は、回答不要です）。

なお、本県における事業実施については検討段階であり、事業計画書等の提出をもって補助金の交付を確約するものではありません。また、事業内容については、現時点の情報に基づくものであり、今後変更となる可能性がありますので、予め御了承くださいますようお願いいたします。

【県ホームページ掲載先】 トップページ ＞ 組織でさがす ＞ 健康福祉局 ＞ 医療政策課 ＞ 広島県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の令和9年度事業実施分の活用意向調査について
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/2027iryoushien-hojoyokin1.html>

1 事業概要（詳細は「別紙」を参照）

① 診療所の承継・開業支援事業※1

- 支援区域において承継又は開業する診療所の施設・設備整備及び地域への定着に要する費用の支援を行う。

② 支援区域の医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業※1

- 特定機能病院からの医師派遣とは別に、支援区域内の医療機関に医師を新たに派遣する中核病院等（派遣元医療機関の所在地は、支援区域内外を問わない）に対して、常勤医や代診医等の医師派遣に要する費用の支援を行う。

③ 医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業※1

- 支援区域の医療機関において土日祝日の宿日直を行う代替医師確保に要する費用の支援を行う。

④ 医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業※1

- 支援区域の医療機関における宿直室等の施設整備に要する費用の支援を行う。

※1 ①④事業については、本活用意向調査をもって令和9年度の支援医療機関を選定する予定であり、再度の活用意向調査は行わない予定です（事業内容に変更が生じた場合や、国から追加募集がある場合などは、再度、活用意向調査の実施を検討します）。

②③事業については、令和9年度当初（4月頃予定）に再度の活用意向調査を実施し、支援医療機関を選定する予定です。

なお、支援医療機関の選定にあたっては、広島県医療対策協議会等に諮った上で決定されます。

2 支援区域（令和8年度までの支援区域から変更があります。）

【全ての診療科】医師少数スポット（以下の表に記載のある地域）※2、竹原市全域※3

【産科・産婦人科】広島西圏域（大竹市、廿日市市）、広島中央圏域（東広島市、竹原市、大崎上島町）、福山・府中圏域（福山市、府中市、神石高原町）※4

【小児科】広島中央圏域（東広島市、竹原市、大崎上島町）、福山・府中圏域（福山市、府中市、神石高原町）※4

※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び離島振興法の適用地域。

※3 人口減少よりも医師数の減少割合が高い市町。

※4 産科・小児科における相対的医師少数区域（支援対象は当該診療科を標榜する医療機関に限る）。

(令和9年度の医師少数スポット)

圏域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法		離島振興法 (左記との重複を含む)
	全域が対象となる市町	一部地域が対象となる市町	
広島	安芸高田市、安芸太田町、北広島町		似島 (広島市)
広島西		廿日市市 (旧佐伯町、旧吉和村、旧宮島町)	阿多田島 (大竹市)
呉	江田島市	呉市 (旧音戸町、旧倉橋町、旧下蒲刈町、旧蒲刈町、旧安浦町、旧川尻町、旧豊浜町、旧豊町)	三角島、斎島、情島 (呉市)
広島中央	大崎上島町	東広島市 (旧福富町、旧豊栄町、旧河内町)	大崎上島、生野島、長島 (大崎上島町)
尾三	世羅町	尾道市 (旧因島市、旧瀬戸田町、旧御調町、旧向島町)、三原市 (旧大和町、旧久井町)	百島、細島 (尾道市)、佐木島、小佐木島 (三原市)
福山・府中	府中市、神石高原町	福山市 (旧内海町)	走島 (福山市)
備北	三次市、庄原市		

3 必要な手続等

(1) 提出書類※5

事業	提出書類
①診療所の承継・開業支援事業	【共通】 ○承継・開業支援事業計画書 (様式0) ○承継又は開業を確認できる書類
	【施設整備】 ○承継・開業支援事業 (施設整備) 事業計画総括表 (様式1-1) ○承継・開業支援事業 (施設整備) 事業費内訳書 (様式1-2) ○承継・開業支援事業 (施設整備) 事業計画書 (様式1-3) ○施設の配置図 (全体図面) ○各階の平面図、立面図 (現行図面及び整備計画図面: 工事箇所を明示)
	【設備整備】 ○承継・開業支援事業 (施設整備) 事業計画書 (様式1-4)
	【地域への定着支援】 ○承継・開業支援事業 (地域への定着支援) 基準額算出調書 (様式1-5) ○承継・開業支援事業 (地域への定着支援) 所要額調書 (様式1-6) ○承継・開業支援事業 (地域への定着支援) 事業計画総括表 (様式1-7)
②支援区域の医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業	○派遣元医療機関支援事業実施計画 (様式2-1) ○派遣元医療機関支援事業所要額明細書 (様式2-2) ○派遣元医療機関支援事業基準額算出調書 (様式2-3)
③医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業	○代替医師確保支援事業実施計画 (様式3-1) ○代替医師確保支援事業所要額明細書 (様式3-2) ○代替医師確保支援事業基準額算出調書 (様式3-3)
④医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業	○勤務・生活環境改善施設整備事業計画総括表 (様式4-1) ○勤務・生活環境改善施設整備事業費内訳書 (様式4-2) ○勤務・生活環境改善施設整備事業計画書 (様式4-3) ○施設の配置図 (全体図面) ○各階の平面図、立面図 (現行図面及び整備計画図面: 工事箇所を明示)

※5 提出書類は、県ホームページ (1頁に記載のURL) からダウンロードしてください。

②事業の派遣元医療機関は支援区域内外を問わないため、支援区域外から医師派遣を受けている医療機関は、支援区域外の派遣元医療機関に本事業を周知いただきますようお願いいたします。

- (2) 提出期限
令和8年11月4日(水)

- (3) 提出方法
電子メールにて、御提出をお願いいたします(郵送は不要です) ※6。
送付先電子メール fumedsei@pref.hiroshima.lg.jp
広島県健康福祉局医療政策課医療支援グループ

※6 メールの件名を「【医療機関名】活用希望の事業名」としてください。

- 4 問い合わせ先
電子メール fumedsei@pref.hiroshima.lg.jp
広島県健康福祉局医療政策課医療支援グループ

本件に関する問い合わせにつきましては、国等の関係機関に回答内容について確認する必要があることから、原則として、電子メールでお問い合わせください(メールの件名を「【医療機関名】問い合わせの事業名」としてください)。

5 留意事項

- (1) 本事業の活用予定のある医療機関は、必要書類を期限までに提出してください。提出があった医療機関に対し、交付申請等の案内を行います。
- (2) 書類の提出をもって補助金の交付を確約するものではありません。国及び県の予算等の都合により申請額の全額、又は一部を支給できない場合があります。
- (3) 補助金額の算定にあたっては、「別紙」を参照してください。補助対象経費や基準額等は、現時点で国から提示されている案であり、今後、変更や要件の追加が生じる可能性があります。
- (4) 本事業は広島県医療対策協議会及び広島県保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関が対象となります。事業の活用希望のあった医療機関及び事業内容等については、両協議会において事業計画等が公開されますので、御同意いただいた上で必要書類等を提出してください。
- (5) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなりますので、短期間で財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備としてください。なお、補助目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金を返還していただくこととなります。
- (6) 事前に関係機関(管轄保健所等)と協議の上、関係法令等に沿った計画としてください。
- (7) 本事業は単年度会計のため、原則、令和9年度中に事業を完了する必要があります。
- (8) 事業への着手は、補助金交付を内示した後となります(①地域への定着支援、②及び③事業を除く)。事業の契約手続きについては、入札の実施など県の公共事業の扱いに準じていただきます。不採択となった場合もその旨を連絡しますので、連絡を受ける前に事業着手しないでください。施設整備・設備整備は、県からの内示前に工事等の契約を締結すると補助対象外となります(内示については、令和9年7月頃を予定していますが、前後する場合があります)。

担 当：医療支援グループ
電 話：082-513-3062(ダイヤルイン)
メール：fumedsei@pref.hiroshima.lg.jp
(担当者 佐藤、白井)

①診療所の承継・開業支援事業

1 事業目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 事業内容

支援区域において承継又は開業する診療所の施設・設備整備及び地域への定着に要する費用の支援を行う。

3 補助対象

支援区域において承継・開業をした、若しくは承継・開業が見込まれる保険診療を主とする診療所（歯科は対象外）※1。

区分※2	補助対象となる承継・開業時期※3
【施設整備】 診療所の運営に必要な診療部門等の整備に対する支援を行う※4。	令和7年11月11日以降に支援区域内で承継・開業をした、若しくは令和9年度内に承継・開業が見込まれる診療所。
【設備整備】 診療所の運営に必要な医療機器の整備に対する支援を行う※4。	令和7年11月11日以降に支援区域内で承継・開業をした、若しくは令和9年度内に承継・開業が見込まれる診療所。
【地域への定着支援】 承継又は開業した日から最大3年の運営に対する支援を行う※5。	令和6年12月17日以降に支援区域内で承継・開業をした、若しくは令和9年度内に承継・開業が見込まれる診療所。

※1 開設者が変更となる場合を「承継」とし、その他、法人設立の診療所の管理者が変更（例：親から子へ承継）した場合も対象。個人から法人へ移行し、管理者の変更を伴わない場合は補助対象外（管理者が変更する場合は対象）。なお、管理者が変更となる場合でも、同一法人内（開設者間）での人員配置の都合による管理者の変更は対象外。

承継・開業の一定期間後に採算性が見込まれる診療所を想定しており、診療圏の人口が10年後に2,000人程度を下回る見込みの診療所を支援対象とする場合は、へき地医療拠点病院からの巡回診療、オンライン診療等による対応も含め、広島県医療対策協議会等で協議の上で決定。

※2 申請は、【施設整備】【設備整備】【地域への定着支援】のいずれかのみでも可。

※3 令和9年度事業実施に際し、国が定める要綱等により変更となる可能性がある。

※4 承継・開業をする際に活用する補助金であるため、施設・設備整備の申請は1診療所あたり1回限り。施設・設備整備は、国の内示後に着手（発注）した工事・機器が対象であり、既に着手（発注）、完了している工事・機器は対象外。施設整備については、令和10年3月31日までに施行が完了した部分までが対象（進捗率に応じて出来高払い）。

※5 申請年度の運営費を補助するものであるため、令和9年度申請の場合は、令和9年4月1日から令和10年3月31日が対象。なお、赤字運営の場合のみ対象。

4 補助対象経費及び補助率等（変更となる場合がある）

【施設整備】

補助対象経費	補助単価（1㎡あたり）	補助率
診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）や、診療部門と一体となった医師・看護師住宅の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 次に掲げる基準面積に右記の単価を乗じた額の合計額 ○診療部門 ・無床診療所の場合：160㎡ ・有床診療所の場合（5床以下）：240㎡ （6床以上）：760㎡ ○診療部門と一体となった医師住宅：80㎡ ○診療部門と一体となった看護師住宅：80㎡	鉄筋コンクリート ：558,000円 ブロック ：444,000円 木造 ：362,000円	1/2

【設備整備】

補助対象経費	基準額（1施設あたり）	補助率
診療所の運営に必要な医療機器の購入に要する経費	16,500,000 円	1/2

【地域への定着支援】

補助対象経費	基準額（1施設あたり）	補助率
診療所の運営に必要な次に掲げる経費 ・職員基本給 ・職員諸手当 ・非常勤職員手当 ・報償費 ・旅費 ・備品費（単価 50 万円未満に限る。） ・消耗品費 ・材料費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・光熱水料 ・借料及び損料 ・社会保険料 ・雑役務費 ・委託費	○診療日数 1 日～129 日 6,200,000 円 + (71,000 円 × 実診療日数) ○診療日数 130 日～259 日 6,200,000 円 + (77,000 円 × 実診療日数) ○診療日数 260 日以上 6,200,000 円 + (87,000 円 × 実診療日数) ○訪問看護による加算額 25,000 円 × 訪問看護日数	2/3

②支援区域内の医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業

1 事業目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）と設定した上で、特定機能病院からの医師派遣とは別に、他の医療機関からの医師派遣により支援区域内の医師を確保するため、支援区域内の医療機関に医師を新たに派遣する医療機関に対して、医師派遣に要する費用の支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 事業内容

特定機能病院からの医師派遣とは別に、支援区域内の医療機関に医師を新たに派遣する中核病院等（派遣元医療機関の所在地は、支援区域内外を問わない）※1 に対して、常勤医や代診医等の医師派遣に要する費用の支援を行う。

※1 派遣元医療機関の所在地は支援区域内外を問わないため、支援区域外から医師派遣を受けている医療機関は、支援区域外の派遣元医療機関に本事業を周知してください。

3 補助対象

- (1) 派遣元医療機関において、令和8年度と比較して令和9年度の医師派遣人数（予定を含む）が増えた分を補助対象とする（増加の判断は、派遣先医療機関ごとに、人日換算で行う）。
- (2) 赤字運営の場合に対象。
- (3) 次に該当する派遣は対象外とする。
 - ・ 特定機能病院からの医師派遣
 - ・ 同一開設者間での医師派遣
 - ・ 宿日直を行うための医師派遣
- (4) 派遣の形態は、常勤・非常勤は問わないが、常勤として一定期間継続して派遣する場合及び兼業許可等により定期的に非常勤職員として派遣する場合を対象とする。なお、非常勤医師数は、派遣人数を常勤換算して算出する。
- (5) 都道府県域を超える医師派遣を行う場合は、派遣先医療機関が所在する都道府県が派遣元医療機関の開設者へ支援を行うものとする。
- (6) 本事業の支援対象となる医療機関に対しては、地域医療介護総合確保基金による支援はできない（医師派遣に係る費用について、「地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項」に基づき、重複しての支援はできない）。

4 補助対象経費及び補助率等（変更となる場合がある）

補助対象経費	基準額	補助率
支援区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に要する次に掲げる経費 ・ 職員基本給 ・ 職員諸手当 ・ 非常勤職員手当 ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 備品費（単価 50 万円未満に限る。） ・ 消耗品費 ・ 材料費 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 光熱水料 ・ 借料及び損料 ・ 社会保険料 ・ 雑役務費 ・ 委託費	医師派遣経費 61,000 円×延日数	3/4

③医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業

1 事業目的

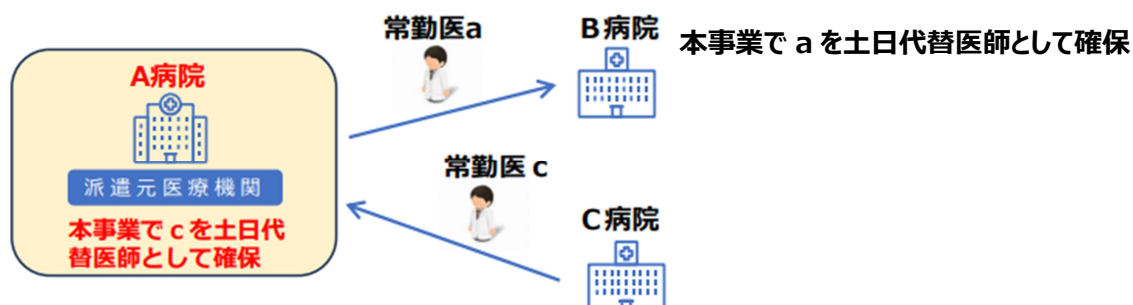
今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域において、医師の離職防止や新たに勤務する医師の増加を図るため、医師の勤務・生活環境の改善のための土曜日、日曜日、祝日の代替医師確保への支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 事業内容

支援区域の医療機関において土日祝日の宿日直を行う代替医師確保に要する費用の支援を行う。

3 補助対象

- (1) 夜間休日診療を行うための、土日祝日の宿日直を行う代替医師（非常勤）が対象。
- (2) 令和8年度と比較して令和9年度の常勤医の日当直回数（予定を含む）が減少した分を対象とする。
- (3) 赤字運営の場合に対象とする。
- (4) 基準額を算定する際は、1医療機関において、1当直帯あたり1人分のみ対象とする。ただし、雇上げに要する経費及び診療収入等については、1当直帯あたり勤務する代替医師全員分（令和8年度と令和9年度を比較して増加した分）を対象とする。
- (5) 特定機能病院からの代替医師派遣も対象とする。
- (6) 県外医療機関からの代替医師派遣も対象とする。
- (7) 同一開設者間での代替医師派遣は対象外とする。
- (8) 「支援区域内の医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業」※1を活用している医療機関も本事業の対象になる。
 (例) A病院（派遣元）からB病院（派遣先）に派遣を行っている場合
 - ・ A病院が平日の医師派遣を行っているが、A病院の土日の代替医師確保は対象。
 - ・ B病院は平日の医師派遣を受けているが、A病院の土日の代替医師確保は対象。
 - ・ B病院がA病院から土日の代替医師を確保している場合でも、B病院は対象。
 ※1 「支援区域内の医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業」は宿日直を行うための派遣は対象外。
- (9) 代替医師が他の医療機関から派遣されている場合において、派遣元医療機関が本事業の対象である場合は、対象外とする。ただし、不足する特定診療科に限定した代替医師を派遣されている場合は、対象とすることは可能。
 (例) A病院は、常勤医 a を B 病院の土日代替医師として派遣している一方で、C 病院から常勤医 c を土日の代替医師に由来もらっている。この場合、A 病院は本事業（常勤医 c の確保）の対象外となる。ただし、常勤医 c が A 病院において不足する特定診療科の代替医師であれば、対象とすることは可能。B 病院は本事業（常勤医 a の確保）の対象。



- (10) フルタイムで日直・宿直を実施していない場合は、勤務時間に応じて、回数を按分すること（フルタイムの基準は各医療機関が定めたもの）。
 (例) 日直が 8:00～18:00（10 時間）、宿直が 18:00～翌 8:00（14 時間）の勤務体系の時
 - ・ フルタイムで宿日直した場合
 $60,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 回} = 120,000 \text{ 円}$
 - ・ 日直を 13:00～18:00、宿直はフルタイムで勤務した場合
 $(60,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 回} \times 5\text{H}/10\text{H}) + (60,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 回}) = 90,000 \text{ 円}$

4 補助対象経費及び補助率等

補助対象経費	基準額	補助率
土曜日、日曜日、祝日の代替医師の雇上げに必要な次に掲げる経費 ・職員基本給 ・職員諸手当 ・非常勤職員手当 ・諸謝金 ・旅費 ・社会保険料	医師派遣経費 60,000 円×延日数	1/2

④医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業

1 事業目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域における医療機関の宿直室等の施設整備を行うことにより、医師の勤務・生活環境を改善することで医師の離職防止や新たに勤務する医師の増加を図り、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 事業内容

支援区域の医療機関における宿直室等の施設整備に要する費用の支援を行う。

3 補助対象

- (1) 医師の勤務・生活環境改善に資する宿直室・更衣室・医局・浴室等の施設整備が対象であり、診療部門の整備は対象外。
- (2) 医師以外も使用する場合は、医師の使用割合に応じて按分して経費を算出すること。なお、住居としてのみ使用される医師住宅は対象外。
- (3) 令和7年度に本事業を活用している場合でも申請可能だが、過去に本事業を活用して整備した箇所を再度整備する際には対象外。
- (4) 国の内示後に着手（発注）をした工事が対象であり、既に工事を着手（発注）、完了している場合は対象外。令和10年3月31日までに施行が完了した部分までが対象（進捗率に応じて出来高払い）。

4 補助対象経費及び補助率等

補助対象経費	補助単価（1㎡あたり）	補助率
医師の勤務・生活環境改善に資する次の部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ・宿直室・医局・更衣室・浴室等	鉄筋コンクリート ：558,000 円	1/2
	ブロック ：444,000 円	
	木造 ：362,000 円	
次に掲げる基準面積に右記の単価を乗じた額の合計額 ・80㎡		